

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

タイトル	IETA COP/MOP Paper: 2006 State of the CDM 国際排出量取引協会 (IETA) の COP/MOP ペーパー : 2006 年の CDM の現状
主催	国際排出量取引協会 (IETA)
日時	11 月 8 日 (火) 11:15 ~ 12:45
主要討論者	Edwin Aalders 氏 (IETA) Dirk Forrister 氏 (ナットソース) Einar Telnes 氏 (DNV) Belinda Kinkead 氏 (エコセキュリティーズ) 司会 : Andrei Marcu 氏 (IETA)
傍聴者	約 50 名
目的	2005 年の COP/MOP1 に向けての準備作業の中で、IETA は初めての CDM の現状に関する報告を発表した。その中に記した勧告の多くは後の CDM に関する COP/MOP 決定に反映された。1 年を経て、IETA は新たな 2006 年の CDM の現状に関する報告を準備し、これまでの進展を概観しつつ、COP/MOP2 で検討されるべき問題点について言及した。本サイドイベントでは、この新たに発表した「2006 年の CDM の現状」と題した報告について議論する。
発表の概要	<p>Andrei Marcu 氏 (IETA) :</p> <p>毎年 CDM の状況についての報告を COP と締約国に向けて準備している。この報告は CDM 理事会の決定等に対して言及することは不可避であるが、基本的には CDM の全般に関する現状について書いているものである。ここでの結論は、IETA メンバーである各国 140 社の経験に基づいたものであり、どのメンバーも何らかの形で炭素プロジェクトに参加している。今回の結論では、CDM の発展が達成され、その方向性も正しい。しかし、まだまだ肝要な問題は残されており、それが幅広い CDM への参加と更なる発展を阻害する可能性を孕んでいる。本報告に記した勧告・提案は、CDM の改善のためのものである。</p> <p>Edwin Aalder 氏 (IETA) 「『2006 年の CDM の現状』」 :</p> <p>Andrei が既述したように、CDM は今日までに目覚ましい発展を見せているが、それは登録プロジェクト数といった点についてである。この報告では、CDM プロジェクトサイクルに沿った 6 分野で多くの重大な問題点を確認した。6 分野とは、CDM 管理、コミュニケーション・透明性、方法論の問題、登録・発行・登録簿、地域・分野別の CDM プロジェクト分布、及び DNA の承認である。</p> <p>CDM 理事会 (EB) は、その 2005-2006 年度管理計画の目標を達成した。それは、2006 年 9 月までに 300 プロジェクト、2006 年末までに 400 プロジェクトが登録申請し、1560 万 t 以上に達する CER 量については安定的に増加し続けるものとするのであった。また、新たな DOE を認定し、DNA フォーラムと決定一覧を作成することも進行中である。</p> <p>しかしながら、問題点としても多く残されている。まず CDM EB のガバナンスについては、官僚的度合いが増し、重複も多くなっている。IETA の勧告としては、EB はその下部機関に対してより信頼を与えるべきである。EB と方法論パネルの作業能力についても、その優先付け順位を改善すべきである。また、EB、方法論パネル、及び作業グループには様々な新技術を取り扱うだけの専門性が無いため、諮問組織にこの点について下請け契約を結び、専門性を高める改善策を取るべきである。</p> <p>クレジットの遡及の期限については、EB から COP/MOP に対して登録の日を期限とすることから登録申請の日を期限とするよう勧告しているが、これを 2005 年 12 月 31 日までに提出された方法論を用いるものとするクレジット遡及期間の延長とすべきである。</p> <p>CDM のプロセスでは、直接コミュニケーションが行われないために遅延することが往々にして起こっている。これについては、CDM EB と下部機関とのコミュニケーションを直接のやり取りを含めたものとして改善するとともに、プロジェクト開発者と EB 及びその</p>

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

下部機関との直接コミュニケーションを認めるべきである。EB とその下部機関の決定に関する透明性についても、決定が恣意的且つ不安定であるが、これも決定や情報要請に対しては、理由を付すこととし、それらの情報は UNFCCC ウェブサイト上でも公開することとして、透明性を改善すべきである。

初期段階で登録拒否されたプロジェクトには、決定に基づく合理的理由が付されておらず、その後もプロジェクト特定理由も付されていない。拒否した CDM プロジェクトに対して、そのプロジェクトに特定した拒否理由を詳細に提示すべきである。

現行の追加性証明ツールを簡素化するためのパブリックインプットの成果が報告されていないが、追加性に関する事項並びにベースラインシナリオと比較した排出削減量との関係での追加性の定義について、決定 7/CMP.1 の段落 25 及び 26 を履行すべきである。また、方法論の統合は実際の産業・ビジネスの現場に沿ったものとなっておらず、また修正は利用可能となる前に再度の修正が行われることも多い。方法論の統合は、EB の承認の前に一般意見交換を行うこととするプロセスの改善をすべきである。修正についても、修正前の承認方法論は有効なままとすべきである。修正された方法論の利用猶予期間も短すぎるため、その猶予期間を修正後有効化審査に出されるまでの 8 週間に延ばし、使用停止となった方法論についても 4 週間認めるとすべきである。

二酸化炭素回収・貯留の CDM については、IPCC の 2006 年版国別目録ガイドラインの二酸化炭素貯留の章を CDM 方法論として利用できるようにすべきである。

小規模 CDM プロジェクトのタイプ に設定されている年間削減量 6 万 CO₂ 換算 t の上限値を撤廃するか、その上限値についての根拠を示すかすべきである。

方法論承認の時間を改善し、B 判定となった新方法論については、プロジェクト参加者と方法論パネルが協働すべきである。また、非再生可能バイオマスの方法論を、ベースラインを適切に反映したものを採択すべきである。

登録と CER 発行の申請から UNFCCC ウェブサイト上で公開されるまでに遅延が見られるが、手続の簡略化して遅延期間を短縮すべきである。CDM 登録簿利用者への適用と正式確認書発行のプロセスを簡略化するとともに、UNFCCC 事務局は CER の口座情報を提示すべきである。

CDM の地理的不均衡は、アフリカでの CDM プロジェクト件数の少なさが残されている。また分野的不均衡も残されているが、非再生可能バイオマス方法論から恩恵を受ける地域が多いのがアフリカであり、この方法論の迅速な承認と、同地域での能力開発を継続することが重要である。

指定国家機関 (DNA) によるプロジェクト承認については、国によってその承認手続要件や承認までの時間にばらつきがあり、それが CDM プロジェクト登録までの遅延の一因となっている。これについては、DNA フォーラムでの議題として検討することができると思われる。

IETA は、CDM を強力に支持するビジネス界を代表しており、温室効果ガス市場の活用を成功させ、信頼度を高めるためには、CDM が重要であり、同時に気候変動対策にも貢献するものであると信じている。理事会と関係者の相互協力を達成して、問題を解決し、プロセスの透明性を高め、遅延することなく承認を行い、専門家と関係者からの意見を反映したものとすべきであると考えている。

Andrei Marcu 氏 (IETA) コメント :

CDM プロジェクト数の増加は予想以上である。また、EU 各国の国別割当計画は第 2 次が策定中であるが、これらは京都議定書の規定に沿って策定されているが、今そして将来の CDM を考慮に入れるべきであると考えている。

Belinda Kinkead 氏 (エコセキュリティーズ) :

CDM の発展は非常に評価できるが、すべての方法が完璧になっている訳ではない。1100 件の CDM プロジェクトが準備されていて、それら全体の 2012 年までの CER 推計量は 14

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

億tとなっている。登録されたプロジェクトは400件弱であるが、現在までにCERを発行されたのはわずか70件のみである。また、CER発行量がある数種類の技術に集中して、CER発行予想量の3分の1がHFCプロジェクトからと想定されている。さらに、CDMプロジェクトの地理的不均衡も存在し、中国・ブラジル・インドに集中していながら、アフリカにはほとんど無い。

これら問題点の原因となっているのは、CDMプロジェクトの機能低下と資金不足、指定国家機関(DNA)の能力の欠如、CDM制度とEBの役割に関するもの(一貫性・透明性の欠如、不確実性)がある。

CDMに関する意思決定に関する一貫性の欠如については、CDM方法論の頻繁な変更や、方法論の廃止、前例が無いことによって、問題点となっている。

透明性も不足している。プロジェクト参加者は指定運営組織(DOE)を通じてのみしかCDM EB等とコミュニケーションをとることができず、直接やり取りする機会がない。せいぜい書面をEBに提出することができるのみである。さらに、プロジェクト登録拒否の場合などに、抗議や理由要求する権利も機会も与えられていない。

さらに、不確実性に関する問題も残されている。有効化審査の可否はCDMプロジェクトサイクルで重要なサインとなり、投資の呼び水と言う役割もあるにもかかわらず、有効化審査報告の公表が遅れたり、瑣末な問題点について審理要請がなされれば、数ヶ月遅れることもある。また、承認されるために必要な修正作業でさらに遅延することもある。これらについて、議論する機会も無ければ、経験を共有・交換する機会も無い。

これらの残されている諸問題が関連し合い、投資の低下を招き、持続可能な開発と発行されるCER量が低減されることに繋がる。CDMが大国・大プロジェクトに集中し、開発途上国の環境影響が増すとともに、先進国の遵守リスクを高めてしまう。

一貫性を確保するためには、プロジェクトの事例別規則や前例を活用し、頻繁な変更を避ける必要がある。またDOEやパネルなどの機関には強力な信頼を付与し、責任の所在を明確化すべきである。プロジェクト開発者との間の自由な情報交換・コミュニケーションを促進して、透明性を高める努力も必要である。

Einar Telnes 氏 (DNV):

CDMが成功しているとは言えない。中国・インド・ブラジルに集中していることを考えると、世界全体の持続可能な開発の達成及び世界全体での気候変動緩和の観点からは成功していると評価するには不十分である。2006年にプロジェクト数が増加したのは、2012年以降の体制が不透明であることから、今の内に登録しておこうと言う駆け込み的な要素が大きいと思われる。2012年以降の義務(コミットメント)については、遅くとも次回COP/MOPで決定すべきだと思う。さらに、分野的にもまだまだプロジェクトの促進が必要なものがあり、まだまだCDMプロジェクト開発には支援が必要な状況である。促進されるべき分野について、そのためのインセンティブを考えなくてはならない。

方法論の頻繁な変更は問題であるし、非再生可能バイオマスの制限を方法論から削除すべきだと思う。

DOEとEBとのコミュニケーションについては、きちんと出来ているとは言い難い。もしDOEとEBとのコミュニケーションが促進されれば、EBと事務局の作業負担は減らすことが出来る。DOEは認定・指定を受けているにもかかわらず、最終的に判断・決定する権限が与えられていない。あくまでも最終決定はEBが行うこととなっている。

追加性証明はDOEにとっては大きな課題である。追加性証明の方法については、COP/MOP1で見直すことが決定されているにもかかわらず、EBはその要請を完了していない。

したがって、CDMをさらに推進・加速させる余地は残されていると言える。

Dirk Forrister 氏 (ナットソース):

CDMに関する財政的側面について、事務局の人員を増やすことは、財政的な負担を上

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

	<p>げることになってしまう。CDM 関連業務をスムーズ且つ効率的に行うべきである。DOE の業務と重複しないようにすべきである。方法論パネルの業務を専門性を高くし、また DOE の機能に判断できる権限を与え、DOE を有効活用すべきである。</p> <p>CDM 理事会のメンバーが各 COP で交代するのであれば、再選を制限し、新たなメンバーによる新たな活力と考え方を取り入れると言うのも重要である。EB の承認プロセスや決定には一貫性を確保すべきである。</p> <p>世界銀行の統計によると、CDM や JI に割り当てられる資金の額（各国の排出量購入のための資金を含む）が増えており、500 万ドルを超えられている。</p>
<p>質疑応答</p>	<p>Q1 : CDM EB との相互協働とはどのようなものか？</p> <p>A1 (Marcu 氏): DNA と CDM EB との相互協働について、正式な方法が規定されていないため、どのようにして行うべきかが分からない点が問題である。</p> <p>C2 (Telnes 氏): 現在の CDM EB の成果と 2012 年以降の話を混同してはならない。</p> <p>R2 (Telnes 氏): そのとおり。ただし、EB に対して 2012 年以降についての検討に関してプレッシャーをかけておくと言うことも重要である。それが CDM の成功に繋がっていくと思う。</p> <p>C3 (Telnes 氏): 第 1 回 DNA フォーラムで各地域諸国の DNA が集い、CDM の進展と CDM 承認などについての情報交換を行った。そこで認識された問題が財政的状况についてである。DNA と CDM EB との協力の方法について、検討する必要がある。IETA との協力関係の構築も有意義だと思う。</p> <p>C4 : マケドニアのように JI ではなく CDM のホスト国となる国が中欧にもあるが、CDM インフラを整備し、中国やブラジルに負けない国にしたい。</p> <p>Q5 : マラケシュ合意で定められた小規模 CDM の上限値が 6 万 tCO₂ に引き上げられることが CDM EB で決定されたが、この根拠は何か？</p> <p>A5 (Telnes 氏): 上限値の数字の問題だけではなく、年間排出量から排出削減量に変わった。これまでの定義では小規模にしても低すぎた。定義の変更とともに、手続の簡略化も必要である。</p> <p>A5 (Forrister 氏): 地理的不均衡の是正のためにも、この変更は資するものと思う。</p> <p>A5 (Kinkead 氏): 小規模 CDM は、簡易方法論が適用することができるが、手続そのものが簡素化されているとは言えない。</p> <p>Q6 : 中米などの小国にとって CDM の財政的アクセスが一番の障害になっているが、財政機構などの整備を行うにはどうすればよいか？</p> <p>A6 (Kinkead 氏): パナマなどの小国にも地域オフィスを構えている。投資などにも取り組んでいる。</p> <p>A6 (Forrister 氏): 中国は昨年その政策枠組を完成させて、CDM に対して強力な国となったが、その政策枠組は透明性が高く、リスクを低減させる努力をしている。</p>
<p>資料</p>	<p>< ウェブ配布資料 ></p> <ul style="list-style-type: none"> • “2006 State of the CDM” (IETA Position Paper for COP/MOP2) • 発表資料 (Edwin Aalder 氏、Belinda Kinkead 氏)

文責：元田 智也 (GEC)